

第148回香川県大規模小売店舗立地審査会 議事概要

1 日 時：令和8年1月16日（金） 13時30分から16時00分

2 場 所：香川県庁 本館12階 第5会議室

3 出席委員：7名中6名

4 概 要：

(1)「(仮称)ニトリ丸亀田村店」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委 員：騒音について大きな問題はないが、徐行を徹底するにあたり徐行の周知看板が無い。場内は車路が直線で長いところも多いので、事故を防ぐためにも看板の設置を検討してはどうか。

届出者：ご指摘のとおり、車路は直進の距離が長くスピードが出やすいと思うので、来客に徐行を促す看板の設置を検討する。

委 員：出入口1及び2の出庫側に表示する直進矢印の路面標示について、前面道路は中央分離帯があり右折出庫はできないが、左折出庫が原則ということもあるので、左折矢印の方が良いのではないか。

届出者：左折矢印の方が正しいと思うので、検討する。

委 員：自転車の出入口を示す看板はあるか。

届出者：歩行者通路の出入口に「歩行者通路」と表示した看板を設置予定であり、自転車もここから出入りできるが、自転車の出入口を示す看板はない。

委 員：他の大規模小売店舗店では「歩行者・自転車」という表記で案内看板を設置いただいていることが多いが、ニトリでは自転車の表記はしないのか。

届出者：地域によって看板の表記は様々であり、地域から要望があれば対応するようにしている。なお、本件について香川県や丸亀市から特に意見はなかった。

(審査結果)

会 長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・徐行看板を適切な箇所に設置すること。
- ・出入口1及び2の出庫側に表示する直進矢印の路面標示を出入口3と同じ左折矢印にすること。
- ・歩行者通路の案内看板の表示内容を「歩行者・自転車通路」にすること。
- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺的生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(2)「マルナカ観音寺中出店A敷地」「マルナカ観音寺中出店B敷地」の新設届出について

届出者が届出内容を説明した後、質疑応答を行った。

(主な質疑内容)

委員：A敷地は駐車場の中央に駐車マスの島が3つあり、うち2つの島から店舗に向かって横断歩道が設置されているが、風除室に近い東側の島からも店舗に向かって横断歩道を設置した方がいいのではないか。また、身障者等用駐車マスが中央の島に配置されているが、利便性の観点から、風除室に近い島の方に設置した方がいいのではないか。

届出者：検討させていただく。

委員：出入口B1から出入口B2に至る車路は出入口B2の手前でやや曲がっているため、車両が出入口B2手前のハンプを越えるのが難しいように思う。また、出入口B2から入り北側車路へ進もうとする車両にとっても、北側車路から来た対向車がどのあたりで曲がってくるか分からず、危ないように思うが、いかがか。

届出者：出入口B2手前のハンプの幅を広げる等、対応が必要かと思うので検討する。

委員：例えば出入口B2の入庫側・出庫側を分ける路面標示の中央ラインを延長して北西方向に引くと、運転者目線としては分かりやすいのではないか。またその場合、ハンプを斜めに設置する方がいいかどうかは、難しいところである。

届出者：ハンプを斜めに設置することは望ましくないので、中央線の延長とハンプの位置または長さの変更について検討させていただく。

(審査結果)

会長：審査会として、基本的に届出書の内容での出店について問題ないと考えますが、次の点にはご留意いただくようお願いします。

- ・A敷地において、駐車場と店舗を結ぶ横断歩道を適切に配置するとともに身障者等用駐車マスを風除室の近くに配置することを検討すること。
- ・車両が出入口B2を安全に通行できるよう配慮すること。
- ・出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づく届出書に記載された内容を誠実に実施するとともに、出店に起因して、騒音の発生や右折入出庫等による周辺交通への影響など店舗周辺の生活環境や場内歩行者の安全対策に問題が生じた場合には、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(以上)